

# 住宅用火災警報器設置が義務化されます

消防法が改正され、今年6月1日から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられます。

## ○警報器は「煙式」を設置

住宅用火災警報器の種類には、「煙式」・「熱式」等ありますが、設置が義務付けられている場所へは「煙式」の警報器を設置しなければなりません。

## ○警報器の基準は「NSマーク」

国が定めた住宅用火災警報器基準に合格したものは、本体にNSマーク（鑑定合格証）が付いています。購入する際には、NSマークがついたものを選びましょう。



## ○悪質な訪問販売への注意

役場や消防署が、住宅用火災警報器を訪問販売するようなことはありませんので注意しましょう。

## ○住宅用火災警報器を貸与します

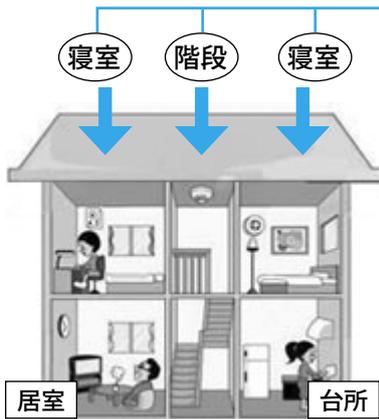
町では、町内に居住する75歳以上の高齢者のみがお住まいの世帯と、身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方がお住まいの世帯を対象に、1世帯当たり1個の火災警報器（煙式）を無償貸与しています。

受付期限は、3月31日までとなっていますので、対象となる方は、各総合支所または出張所にある申請書を提出してください。

## ▼住宅用火災警報器の設置場所▼

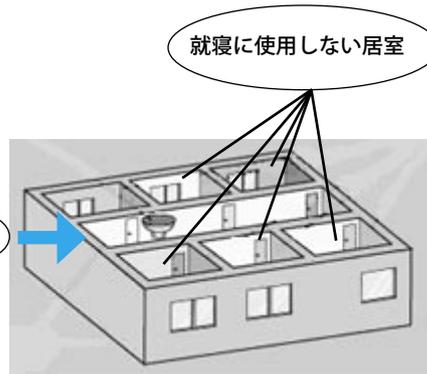
すべての寝室と、寝室が2階などの場合は、階段にも取り付けが必要です。

1つの階に四畳半（7㎡）以上の部屋が5部屋以上ある場合は、廊下へも設置が義務化されます。



義務化される場所

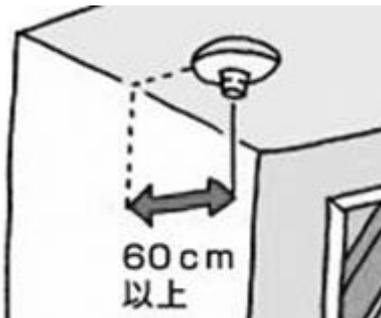
廊下



## ▼住宅用火災警報器の取り付け例▼

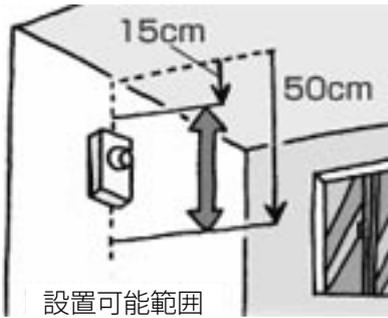
### 《天井に設置する場合》

住宅用火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。



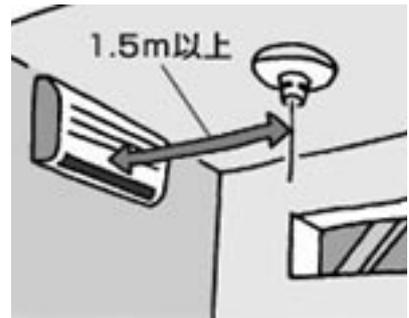
### 《壁面に設置する場合》

天井から15～50cm以内に住宅用火災警報器の中心がくるように取り付けます。



### 《噴出口付近に設置する場合》

換気扇やエアコンなどの吹き出し口付近に設置する場合は、吹き出し口から1.5m以上離します。



◆問い合わせ 総務課 消防防災班 ☎0820 (74) 1000